

社協だより

令和2年9月号

ふれあい

編集発行

社会福祉法人 宿毛市社会福祉協議会

〒788-0012 宿毛市高砂4番56号

電話 65-7665 FAX 65-7663

URL <http://sukumo-shakyo.or.jp/>

## 作品鑑賞と同時に生演奏もお楽しみください

今年度も第25回宿毛市オールドパワー文化展が下記の日程で開催されます。  
60歳以上の芸術愛好家による作品展で、工芸・日本画・洋画・書道・写真・俳句・短歌・川柳等、数々の力作が毎年出品されております。

今年度新しい取り組みとして、地元バンドとのコラボ企画が誕生、下記の時間帯だけ、「トワイライトエクスプレス」の方々をはじめ地元演奏者の生演奏を聴きながら、作品をご覧ください。皆様のご来場をお待ちしております。

【日時】 10月16日(金)～10月18日(日)  
9時～17時 ※18日は16時まで

【場所】 宿毛市立宿毛文教センター

【入場料】 無料

【演奏時間】 16日(金) 11時～12時  
17日(土) 11時～12時 14時～15時  
18日(日) 11時～12時 14時～15時

※演奏時間は変更になる場合がありますので、ご了承ください。

【主催】 宿毛市教育委員会・宿毛市文化協会・宿毛市老人クラブ連合会

(問合せ先) 宿毛市中央公民館 電話番号 63-2618

## ～無料法律相談のご案内～

「ふれあい相談センター」では、9月の弁護士による無料法律相談を、社会保険労務士による総合労働相談との合同で開催することとなりました。なお、混雑を避けるため、法律相談は予約制となっておりますのでご了承ください。

【日時】 令和2年9月18日(金) 13:00～15:00

【場所】 宿毛市高砂4番56号 宿毛市総合社会福祉センター

【相談員】 \*法律相談…青山 高一 弁護士  
\*労働相談…社会保険労務士2名(予定)

【相談内容】 \*法律相談…法律にかかわる相談  
\*労働相談…年金、賃金不払いなど

【定員】 \*法律相談は6名まで(要予約)  
\*労働相談には定員はございません。

【問合せ先】「ふれあい相談センター」宿毛市社会福祉協議会内  
電話 65-7665 FAX 65-7663

## 自分の健康と、お互いの支え合いについて考えてみませんか？

宿毛市老人クラブ連合会では、今年度より地域支え合いに取り組んでいくこととなりました。会員同士を中心とした支え合いによって、ちょっとした困りごとなど解決することにより、いつまでも住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、地域の福祉力を高めていくことを目的としております。

今回地域支え合い講座を開催し、今後の取り組みにつなげていきたいと思っておりますので、現老人クラブ会員の皆様はもちろん、今後老人クラブへの入会を検討されている方々も大歓迎ですので、ご興味のある方はぜひお申し込みください。

	日時	場所	講義内容	講師
1	9月29日(火) 13時30分～15時	社会福祉センター 2階 小会議室	支え合いの地域 づくりに向けて	地域包括支援センター 植野 大成
2	10月8日(木) 13時30分～15時	社会福祉センター 2階 小会議室	高齢者の 心と身体	地域包括支援センター 高橋 操子
3	10月23日(金) 13時30分～15時	社会福祉センター 2階 小会議室	認知症の 理解と対応方法	地域包括支援センター 中川 知恵
4	10月31日(土) 10時～12時	社会福祉センター ホール	調整中	四国医療産業研究所 所長 櫃本 真幸 氏

※受講される方は、原則4講座すべての受講をお願い致します。

受講される方には、後日受講票をお送りしますので、講座開催日にご持参ください。

※県内でもコロナウイルスが発生している状況ですので、参加者が多い場合は人数調整させていただきますので、予めご了承ください。

【申し込み締め切り】令和2年9月18日(金)

【申し込み・問合せ】宿毛市老人クラブ連合会事務局

電話65-7665

## オレンジカフェ「はまゆう」9月のご案内

【日時】 9月15日(火) 14:00～16:00

(この時間帯の中で好きな時にお越し下さい。)

【場所】 宿毛市総合社会福祉センター 2階 視聴覚室

【参加費】 100円(飲みもの、お菓子付)

【問合せ】 あったかふれあいセンターすくも 電話: 65-7665

※新型コロナウイルス感染拡大防止策の為、滞在時間を30分  
目安とさせていただきます。

日々の介護や認知症等についての相談にも応じます。  
お気軽にお越しください。





## コロナの影響で減収になった方も対象になります

就職に向けた活動をする事等を条件に、一定期間内（原則3ヵ月以内）を期限に住居家賃の一部等（下記の家賃限度額内）を家主さんに支払いします。

**離職・廃業から2年以内又は、休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある方が対象です。**

### 主な支給要件チェックリスト

全ての項目にチェックが☑がついた場合は、支給要件をみたす可能性が高いため、宿毛市社協にご相談ください。

項 目						チェック
離職・廃業をした日から2年以内、又はやむを得ない休業等により収入が減少していますか？						<input type="checkbox"/>
世帯全員の収入が下記の基準額以下となっていますか？（単位：円）						<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
収入基準額 （月額）	107,000	150,000	178,000	213,000	247,000	
支給家賃上 限	29,000	35,000	38,000	38,000	38,000	
世帯員全員の預貯金額が下記の基準額以下ですか？（単位：万円）						<input type="checkbox"/>
	単身世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	
金融資産基準額	46.8	69	84	100	100	
離職・休業等の日において世帯の生計を主として維持していましたか？						<input type="checkbox"/>

※郵送受付が可能となりました。

まずは電話相談を！！ 宿毛市社会福祉協議会 電話65-7665

**フードバンクにご協力いただき、誠にありがとうございました。**

**山本 ゆかり 様**

**他2名 匿名希望 様**